

Title	日本企業における持ち株会社制の一考察
Sub Title	
Author	藤井信弘(Fujii, Nobuhiro) 山根節
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1999
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 1999年度経営学 第1542号 連絡が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001999-1542

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所属ゼミ	山根 研究会	学籍番号	89828787	氏名	藤井信弘
(論文題名)					
日本企業における持ち株会社制の一考察					
(内容の要旨)					
<p>1997年12月、独占禁止法の改正により、日本において半世紀ぶりに純粹持ち株会社が解禁された。現在、純粹持ち株会社の解禁から約2年の月日が経過しており、連結納税制度を始めとする法制度の整備によって、多くの企業が純粹持ち株会社を設立し、純粹持ち株会社を頂点とした企業グループ(以下、持ち株会社制)に移行するであろうと言われている。</p>					
<p>これまで、持ち株会社制は、2つの視点から議論されている。1つは法的側面からの議論である。これは、持ち株会社制を資本的結合体とみなし、その頂点に位置する純粹持ち株会社は事業子会社の所有者及び支配者であるという「所有」と「支配」に立脚したものである。</p>					
<p>もう1つは、持ち株会社制を1つの組織構造として捉えた議論である。即ち、持ち株会社制は事業部制組織よりも更に分権化が徹底した組織であるという論理である。</p>					
<p>これらのことから、持ち株会社制は、「統合の論理」と「分割の論理」という対極した論理を併せ持った組織であるといえる。</p>					
<p>ところで、このような持ち株会社制は、戦略目標や組織マネジメントの差異によって、大きく4つに類型化される。この基本類型に沿って、今日の日本企業を分析したところ、大半の企業は持ち株会社制を競争戦略の一環として捉えており、日本の戦前の財閥や米国のコングロマリットといった成長戦略の手法としての持ち株会社制とは明らかに異なることが解明された。</p>					
<p>更に、今日の日本企業は、持ち株会社制を活用して「統合」を志向するものと「分割」を志向するものとに大別された。前者は、更に企業合併の代替手法として持ち株会社制への移行を図るパターンと資本的支配を前提としたグループとしての結束力の強化を志向するものに分類された。</p>					
<p>一方、後者は、事業部制組織やカンパニー制との比較の中で持ち株会社制への移行を図る企業が大半であり、その背景には、事業部制のマネジメントを徹底する為に組織をより明確に設計するといったマネジメントプロセスに関わる問題、持ち株会社制を機に事業・組織の抜本的な再編や雇用体系の再構築を図ろうとする意図があった。</p>					
<p>さて、持ち株会社制は、日本企業にとって、経営手法の選択肢の追加という点で意義あるものといえる。また、今日の企業を取り巻く環境変化要因と持ち株会社制とは、大なり小なり合理性があると考えられる。</p>					
<p>しかし、持ち株会社制によるグループ経営を成功に導く為には、グループ本社である純粹持ち株会社のリーダーシップの発揮が不可欠となる。純粹持ち株会社が、グループの戦略機能として且つ事業子会社の投資家としての役割を果たせるか否か、また、遠心力と求心力の微妙なバランスを保持できるか否かが最大の鍵になるのである。</p>					
<p>以上のことから、日本企業が持ち株会社制への移行を図る際には、グループにおけるリーダーシップのあり方とそれに伴うグループ本社の改革が必須要件となるのである。</p>					